

兵庫県マスコット「はばタン」第41回全国豊かな海づくり大会バージョン
又は第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県マスコット「はばタン」第41回全国豊かな海づくり大会バージョン又は第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会ロゴマーク（以下「大会ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 大会ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ「使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、実行委員会が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 実行委員会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き大会ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 大会ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、実行委員会が大会ロゴマーク等の使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、「使用承認書」（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 兵庫県マスコット「はばタン」第41回全国豊かな海づくり大会バージョンを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、実行委員会の指示する条件に従うこと。

- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
 - (4) 原則として、兵庫県マスコット「はばタン」第41回全国豊かな海づくり大会バージョンを使用する物品等には「兵庫県マスコット はばタン」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「◎兵庫県 2007」の表記をもって代えることができる。
 - (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 2 第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会ロゴマークを使用する者は、前項各号（第4号を除く）の規定を遵守しなければならない。

（承認内容の変更の申請）

- 第6条 大会ロゴマーク等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「使用内容変更申請書」（様式第3号）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「使用（変更）承認書」（様式第2号）をもって行う。
 - 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

- 第7条 実行委員会は、大会ロゴマーク等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該大会ロゴマーク等の使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、「使用承認取消書」（様式第4号）をもって行う。

（責任の制限）

- 第8条 前条の規定により、大会ロゴマーク等の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。
- 2 大会ロゴマーク等の使用承認を受けた者が、大会ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（使用期限）

- 第9条 大会ロゴマーク等の使用期限は令和5年3月31日までとする。

（補則）

- 第10条 この規程に定めるもののほか、大会ロゴマーク等の取扱いについて必要な

事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年8月17日より施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年9月22日より施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日より施行する。